

当組合が認める直接的必要経費一覧

自営業者の扶養認定について

扶養認定の対象とする収入の範囲は、生計を維持するために投入し得る収入額としていることから、自営業者の「年間収入」は、その事業のための直接的必要経費(原材料費等の売り上げに直接的に結びつく必要最小限の経費のこと)を差し引いた残りの収入となります。したがって、間接的経費を含む**税法上の経費とは一致しない**ことにご留意ください。

判定基準

○	直接的必要経費として認める
×	直接的必要経費として認めない
△	健保が認めた場合に限り、直接的必要経費とみなす。 *ただし、地代家賃について、住居と同一の場合は経費として認めない。
※	従業員(親族を含む)を雇用して賃金を支払っている場合、社会通念上、雇用主としての責任を負う立場にあり、被保険者に生計を維持されている被扶養者とは認められないため、認定不可。

一般用

科目(所得税法)	認否
売上原価(仕入金額)	○
給料賃金	※
外注工賃	△
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△*
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	△
水道光熱費	△
旅費交通費	×
通信費	△
公告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	×
消耗品費	△
福利厚生費	×
雑費	△
専従者給与・専従者控除	※
青色申告特別控除	×

農業所得用

科目(所得税法)	認否
雇人費	※
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農業衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	×
動力光熱費	△
作業用衣料費	○
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	△
土地改良費	×
雑費	△
専従者給与・専従者控除	※
青色申告特別控除	×

不動産所得用

科目(所得税法)	認否
給料賃金	※
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	△*
借入金利子	×
租税公課	×
損害保険料	×
修繕費	○
雑費	△
専従者給与・専従者控除	※
青色申告特別控除	×

現金主義用

科目(所得税法)	認否
仕入	○
給料賃金	※
利子割引料	×
地代家賃	△*
減価償却費	×
その他経費	×
専従者給与・専従者控除	※
青色申告特別控除	×